

所得税・贈与税の申告と納税は **3月15日(木)**までに
個人事業者の消費税・地方消費税の申告と納税は **4月2日(月)**までに

確定申告は、お早めに! e-Taxのご利用を



大東市役所正面玄関に設置された三好長慶像

(写真提供: 大東ロータリークラブ創立50周年実行委員会)

郷土四市の地域を結び、繋ぐ



税と繁栄

門真納税協会

検索

<http://www.nk-net.co.jp/kadoma/>

医療費控除は領収書が提出不要となりました

明細書を作成して提出すれば OK!!

改正のポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”の添付が必要となりました。

- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
 (税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
 (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)
- (注)平成29年分から平成31年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載例

国税太郎さんの例 (生計が同じ妻：花子さん)

国税太郎さんが受けた医療			
2/18	■ ■ 病院	診療	6,000円 ①
5/28	■ ■ 病院	診療	3,400円 ①
	▲ ▲ 薬局	医薬品	700円 ②
国税花子さんが受けた医療			
9/13	○ ○ 診療所	診療	3,300円 ③
		医薬品	1,100円

平成 年分 医療費控除の明細書			
※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません			
氏名 国税太郎			
1 医療費通知に関する事項			
医療費通知を添付する場合は、右記の欄に記入します。 <small>※医療費通知を添付する場合は、医療費の額を通知する欄で、次の項目が記載されたら記入してください。 (例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)</small>			
甲 医療費通知に記載された医療費の額	乙 任意の医療費の額	丙 任意の医療費の額	丁 任意の医療費の額
円	円	円	円
2 医療費(上記1以外)の明細			
「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとに記入してください。 <small>※上記1以外に記入した医療費については、記入しなくても構いません。</small>			
1 医療を受けた方の氏名	2 病院・薬局などの支払先の名称	3 医療費の区分	4 支払った医療費の額
円	円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細欄の書き方

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額
① 国税太郎	■ ■ 病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	9,400円
② 同上	▲ ▲ 薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	700円
③ 国税花子	○ ○ 診療所	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	4,400円



国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用すると簡単・便利！ 税務署に出向く必要なし！



大丈夫!!作成コーナーの操作に関するご質問はお電話で問い合わせることができます。



e-Tax・作成コーナーヘルプデスク0570-01-5901
 作成コーナーの操作方法などに関するご質問
 >月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)
 受付時間は、時期により延長する場合があります。
 お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。
 上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171 をご利用ください。
 (通常の通話料金となります。)

タブレット端末等をご使用の方は、こちらをご利用ください。

- ### 申告書の提出方法
- ▶ e-Tax の場合 **A**
 - ▶ 事前準備が必要です
 - ▶ 書面提出 の場合 **B**
 - ▶ 事前準備が不要です
 - ▶ 印刷して郵送等で提出
- ※事前準備…マイナンバーカード、ICカードリーダーなどの用意

《医療費控除の改正》(平成29年分の確定申告から)
 医療費控除の適用を受ける際、領収書の提出が不要となり領収書の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。
 ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
 ★「医療費控除の明細書」(新様式)は、右のQRコードからダウンロードできます。

医療費控除の申告は **確定申告書等作成コーナー**で!
 「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー www.keisan.nta.go.jp

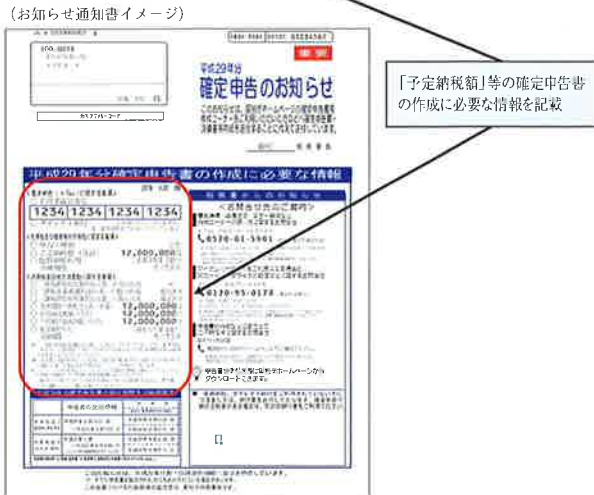
税務署

医療費控除の手続きについて、ご不明な点は、「医療費控除に関する手続きについて(Q&A)」【国税庁ホームページ】を参照してください。

税務相談などに関するお問合せ
 申告に関するご質問や必要な書類の確認などは、お電話で問い合わせることができます。
 門真税務署(06-6909-0181)にお電話いただいた後、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp 作成コーナー 検索

門真税務署からのお知らせ



確定申告の際には、税務署から届いた「確定申告のお知らせ」(はがき若しくは封書)をご持参ください。(届いた方のみ)

地区相談会場

会場	開催日程	受付時間
守口文化センター(3階研修室) (エナジーホール)	2月20日(火)・21日(水)	9:30~11:30
門真市民文化会館(3階研修室) (ルミエールホール)	2月22日(木)・23日(金)	
大東市立市民会館 (4階401会議室)	3月1日(木)・2日(金)	13:00~15:00
四條畷市商工会館 (2階研修室)	2月26日(月)・27日(火)	

- ※ この会場は小規模事業所得者の方の専用会場です。
- ※ この会場では、譲渡所得(株式・不動産等)及び先物取引(FX取引を含む)に関する相談は行っておりません。
- ※ 案内状を持参された方を優先して相談します。
- ※ 会場の混雑状況により受付終了を繰り上げる場合があります。
- ※ 確定申告書作成に必要な書類に加えてご持参頂きたいもの
(本人確認書類の写し、税務署からの「確定申告のお知らせ(届いた方のみ)」、前年の控え、印鑑等)
- ※ 確定申告書・青色決算書・収支内訳書等は会場に用意してあります。
- ※ 会場付近は、大変混雑しますので、車でのご来場はご遠慮ください。

納税協会 地区相談会場

期間：平成30年2月16日(金)～3月13日(火)(土、日を除く。)

※但し、2月18日と2月25日の日曜日に限り開設いたします。

受付：午前10時～11時30分、午後1時～3時

会場：公益社団法人門真納税協会 会議室

- ※ 会場の混雑の状況により、受付時間を繰り上げる場合があります。
- ※ 申告相談される方専用の駐車場がありませんので、車でのご来場はご遠慮ください。